

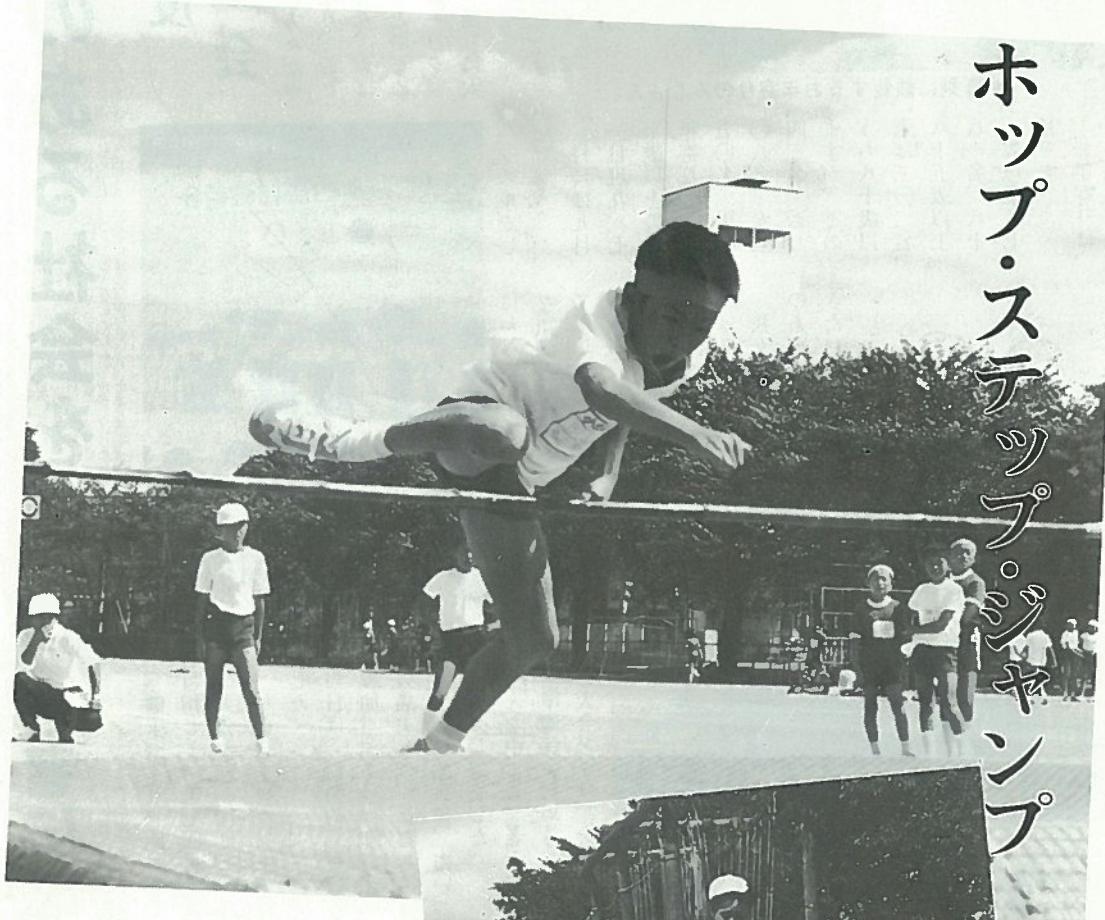


# にしごう

広報にしごう第190号  
昭和61年10月1日

VOL.10

■人口のうごき 人口14,952人(+16) 男7,567人(+5) 女7,385人(+11) 世帯数3,650戸(+2) 9月1日現在( )は対前月日



おもな内容

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 盛大に昭和61年度敬老会      | 2   |
| こんにちは有線放送電話室です    | 3   |
| 第5回なすかし祭り         | 4   |
| 国保に入るとき、やめるときの手続き | 5   |
| 新国民年金のすがた         | 6~7 |
| おしらせ              | 8   |



5・6年生による西郷村小学校体育大会より(熊倉小校庭)



▲真剣に観覧するお年寄りのみなさん

ハッスルでした。  
村には九月  
一日現在、七  
十歳以上のお  
年寄りは一〇  
五〇名（男四  
〇八名・女六  
四二名）おり  
ますが、その  
うち八十歳以  
上は二〇二名、  
八十五歳以上  
八一名、八十  
八歳以上は七  
名です。



にわたってつちかってきた豊富  
な知識と経験を一層社会に役立  
てて頂きたいものです。そうし  
た事が、お年寄りの生きがいに  
なると同時に、世代を超えたコ  
ミュニケーションの場になるの  
ではないでしょうか。

我々も、老人と共に生きがい  
のある住み良い社会を築いてい  
きたいと思います。

九月十五日は敬老の日  
村でもこの日に先だち、十三  
日（土）文化センターにおいて昭  
和六十一年度敬老会が実施され  
ました。

当日は保育所、幼稚園児、婦  
人会の方々が中  
心となり、おじ  
いちゃん、おば  
あちゃんのため  
に秋の一日を、  
歌に、踊りに大

## 盛大に昭和61年度 敬老会

# 生きがいのある社会を!!

**若者にはまだままだ負けられん**  
「第七回老人スポーツ大会」

「健康づくり、仲間づくり」  
を目指して、第七回村老人スポ  
ーツ大会が去る八月二十八日（  
木）村総合グラウンドで行われ  
ました。

当団は、総勢約二百名の老人

が参加、「ゆっくりいそげ」、

「大島アンコ」などユーモアあ



▲いつまでも長生きネ！

ふれる競技種目に、力いっぱい  
競技を楽しみました。そんな中にも、老人自から審  
判・準備係を努めるなど、自主

的な大会となり、大いに盛り上

がりを見せました。熱氣あふれる競技の結果、米  
老人クラブチームが初優勝を飾  
りました。

参加者一同、楽しい一日を過  
ごし、来年の

大会の再会を  
約束しました。

競技結果は

▲どうですうまいもんでしょう!!



準優勝  
優勝  
三位  
ラブチーム  
上羽太老人ク



わかちあう幸せ



赤い羽根共同募金

10月1日～12月31日

シートベルトの着用は昨年九月から義務付けられ、現在、減点1の行政処分の対象となっています。これは高速道、自動車専用道路での違反者に限られています。

記者会見の席上、「一般道路でのシートベルト着用義務化」についての道路交通法改正問題について、「一般道路での着用率は五割を超え、十一月初めには

一般道路で着用しない違反者から点数を取るようになりたい」と述べたそうです。

以上の事から、今年十一月から一般道路でのシートベルト未着用者への行政処分が実施されるようです。

あなたの命を守ってくれるシートベルト。車に乗つたら、エンジンをかける前に締める——是非これを実行したいものです。



「一般道のシートベルト未着用者」  
11月からは罰せられます



こんにちは  
有線放送電話室です。

10月1日から  
放送番組と時間が変わりました!

曜日	月	火	水	木	金	土	日
朝 6:30	マイク カレンダー	朝の ひととき	朝の ひととき	※ いずれか	みんなの 広場	さわやか 情報	朝の ひととき
7:15	←—————交通事故防止—————→						
昼 12:30	今週の行事	健康 アラカルト	くらしの ヒント	クッキング サロン	くらしの ヒント	この人に ズームイン	くらしのヒント 歌の散歩道
夜 6:30	今週の行事	健康 アラカルト	※ いずれか	みんなの 広場	さわやか 情報	この人に ズームイン	歌の散歩道

- 「お知らせ」と「スポット」は、常時あります。
- 「取材」は「トピックス」で優先的にお送りします。
- は、毎月にシリーズで、お送りします。
- ※「119番アワー」・「営農だより」・「駐在所だより」

- 毎月の
 

1 日	——事故0の日
10 日	防犯の日
20 日	少年を非行から守る日
1日と10日	交通安全街頭指導日
第3日曜日	家庭の日

 の話題



- 取材にまいります、  
情報を

お寄せ下さい。  
連絡先 ☎(05)1111(内311~2) 有6999

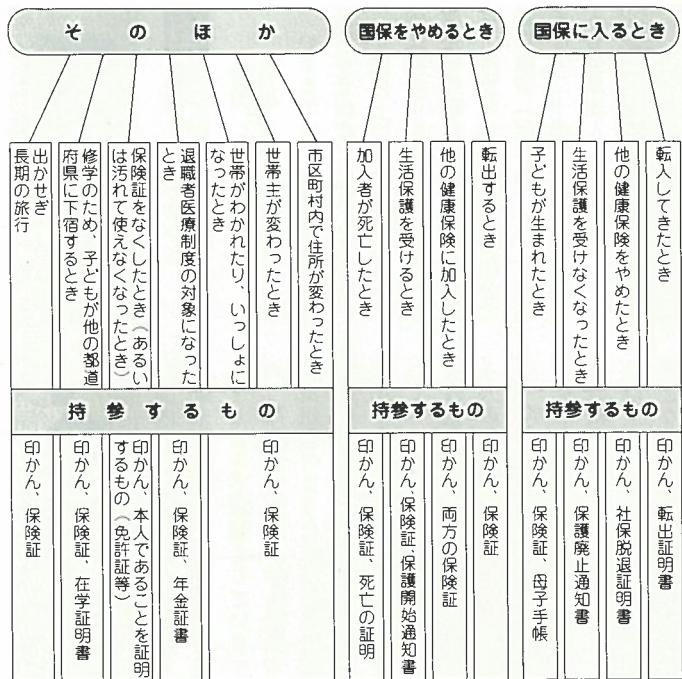
- 放送は、テレビ、  
ラジオのボリュームを  
少ししづらって  
お聞き下さい。

「なすかし祭り」にて

放送時間	朝	昼	夜
夏時間(5月～9月)	6:30	12:30	7:30
冬時間(10月～4月)	6:30	12:30	6:30

たった1回の好奇心が取り返しのつかないことに－麻薬・覚せい剤





世帯主の方は、自分の世帯に属する被保険者の資格に異動のあった時（他の保険に入った時、他の保険をやめた時、他市町村へ転出した時、転入して来た時、子供が生まれた時、加入者が死亡した時など）は、十四日以内に届出をしなければなりません。

世帯主は、加入や脱退など、いろいろの届けをしたり、保険税や医療費の一部を支払ったり、請求したりする責任があります。左記の表は、その手続きです。

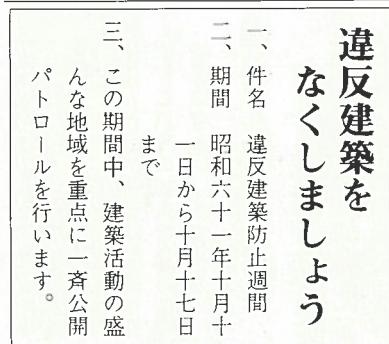
## こんな手続が必至です

国保

## 税の知識

### 白河消防本部・消防署 が移転します

秋たけなわ、大運動会



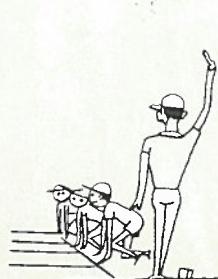
相続や遺贈により、亡くなった人の財産をもらった人には相続税がかかります。詳しくは、最寄りの税務署に相続税も申告期限と同じ日までにすることになっています。また、納税も申告期限と同じ日までに、被相続人の住所地の税務署にすることになっています。

二二一七一一一や税務相談室にお尋ねください。  
相続や遺贈により、亡くなった人の財産をもらった人には相続税がかかります。詳しくは、最寄りの税務署に相続税も申告期限と同じ日までにすることになっています。また、納税も申告期限と同じ日までに、被相続人の住所地の税務署にすることになっています。



- (1) 移転月日 昭和六十一年十月十八日  
(上) 正午  
新住所 〒九六一 白河市字立石  
山15番地の1  
(2) 電話番号 大橋南側  
(3) 電話番号 (国道二八九号線 昭和〇四八(二三二)二一五五代)  
二、なお、白河地方広域市町村圈整備組合事務局および白河地方広域市町村圈整備組合機械運営センターについて  
一、件名 違反建築防止週間  
二、期間 昭和六十一年十月十  
一日から十月十七日  
まで  
三、この期間中、建築活動の盛  
んな地域を重点に一斉公開  
パトロールを行います。

- 生しいたけ・乾しいたけ・なめこ  
ひらたけ・出品点数七〇〇点予定！  
や家族達は朝早くから会場に詰めかけ子供達の競技に大きな声援を送っていました。  
当日は、快晴に恵まれ、父兄





国民年金に

いままでは国民年金以外の公的年金制度に加入していないないが、二十歳以上六十歳未満の人が、国民年金に加入していましたが、改正後の昭和六十一年四月からは、厚生年金保険や共済組合の被保険者（組合員）と、その奥さんで二十歳以上六十歳未満の人も全員加入します。

必ず加入しなければ  
ならない人

現行の国民年金制度では、日

日本国内に住んでいる農業自営業はもとより、自由業などの給与所得者ではない人、さらにサラリーマンであつても厚生年金などに加入していない人、そして無職の人も二十歳から六十歳未満の人は国民年金に加入しなければならぬ

や船員保険の被保険者、共済組合の組合員とその配偶者で二十歳以上六十歳未満の人も被保険者となります。

共済組合のよしな被用者年金制度の被保険者とその配偶者は、国民年金の被保険者から除外されています。

本国内に居住する二十歳以上六十歳未満の人は、国民年金に加入することを原則としています

ず、これらの加入者を第一号被保険者といいます。

現在 厚生年金保険などの  
被用者年金制度に加入してい  
る人が、改正後には第一号被  
保険者となります。つまり、  
会社や役所、学校あるいは法  
人に勤めるサラリーマンは、  
厚生年金保険や共済組合など  
に自動的に加入しますが、同  
時に国民年金にも加入するこ  
とになります。

## 第三号被保険者

十歳未満の人が第三号被保険者になることになっています。その具体的な基準は、健康保険の被扶養者の基準を参考にして決められます。したがって、厚生年金保険の被保険者の配偶者でも、被扶養の配偶者でない場合、たとえば配偶者

**(第一号被保険者 第二号被保険者及び第三号被保険者)**から  
除外されていますが、希望すれば加入することができます。また、六十歳以上の人で年金の資格期間を満たせない人などは、六十五歳になるまで任意加入で

二十歳以上六十歳未満でも、  
①日本国内に住所のない日本國  
民、②学生、③被用者の年金制

希望すれば加入できる人

### 改正後の保険料の額

一号被保険者（自営業者などの加入者）の保険料の額は、月額七、一〇〇円（昭和六十一年度予定）で、その後昭和六十五年度までは毎年三〇〇円（昭和六十一年度予定）ずつ、引き上げられることになりますが、年金額の物価スライドが行われた場合には、その額にスライド率を乗じた額となります。このほか、将来、より高い年金を受けたい人のために今までどおり付加保険料を納めることができますので、保険料の免除

毎月七百円（昭和二十二年年度予定）となります。なお、第二号被保険者については、厚生年金保險などの被用者年金制度の方でまとめて費用を負担しますので、個別に国民年金の保険料を納める必要はありません。

保険料の額は、昭和六十一年三月までは毎月六、七四〇円で

者自身が自営業を営んでいて、相当の収入がある場合は、第三号被保険者となります。

## 国民年金の

を受けている人以外は、希望すれば納められます。付加保険料の額は、一ヶ月四〇〇円です。ただし、この付加保険料を納めることができるのは、第一号被保険者に限られますので、改正後に第三号被保険者となるいわゆるサラリーマンの妻は、納められなくなります。

なお、生活保護を受けている人など、所得が低くて保険料を納められない人には、保険料の納付が免除される制度があります。保険料が免除された人でも、後に生活にゆとりが生じたときは、さかのぼつて十年以内の期間について保険料を納めることができます。(追納といいます)ができます。

追納する保険料の額は、昭和六十一年三月までは、保険料の額に政令で定める額を加算した額となります。

第二号被保険者や第三号被保険者(厚生年金保険などの被用者年金の加入者とその被扶養配偶者)については、国民年金に対して被用者年金制度がまとめられて拠出金を負担しますので、個別に国民年金の保険料を納める

必要があります。付加保険料の額は、一ヶ月四〇〇円です。ただし、この付加保険料を納めることができるのは、第一号被保険者に限られますので、改正後に第三号被保険者となるいわゆるサラリーマンの妻は、納められなくなります。

なお、生活保護を受けている人など、所得が低くて保険料を納められない人には、保険料の納付が免除される制度があります。保険料が免除された人でも、後に生活にゆとりが生じたときは、さかのぼつて十年以内の期間について保険料を納めることができます。(追納といいます)ができます。

追納する保険料の額は、昭和六十一年三月までは、保険料の額に政令で定める額を加算した額となります。

第二号被保険者や第三号被保険者(厚生年金保険などの被用者年金の加入者とその被扶養配偶者)については、国民年金に対して被用者年金制度がまとめられて拠出金を負担しますので、個別に国民年金の保険料を納める

必要があります。付加保険料の額は、一ヶ月四〇〇円です。ただし、この付加保険料を納めることができるのは、第一号被保険者に限られますので、改正後に第三号被保険者となるいわゆるサラリーマンの妻は、納められなくなります。

なお、生活保護を受けている人など、所得が低くて保険料を納められない人には、保険料の納付が免除される制度があります。保険料が免除された人でも、後に生活にゆとりが生じたときは、さかのぼつて十年以内の期間について保険料を納めることができます。(追納といいます)ができます。

追納する保険料の額は、昭和六十一年三月までは、保険料の額に政令で定める額を加算した額となります。

第二号被保険者や第三号被保険者(厚生年金保険などの被用者年金の加入者とその被扶養配偶者)については、国民年金

### 給与支給明細書

61年5月

A殿

厚生産業株式会社

本 納	280,000円
扶養手当	10,000円
通勤手当	5,000円
超過勤務手当	10,000円
給与支給合計額	305,000円
所得税	× × × 円
市町村民税	× × × 円
健康保険料	× × × 円
厚生年金保険料	18,600円
雇用保険料	× × × 円
差引支給額	× × × × 円

(標準報酬月額)(厚生年金保険の保険料率)(保険料の月額)

$$300,000円 \times \frac{124}{1000} = 37,200円$$

(本人負担 18,600円) ←  
(事業主負担 18,600円)

### 保険料と税金

その年中に納めた国民年金保険料などの社会保険料は、所得税や市町村民税を算出する際に、全額が社会保険料控除の対象として、課税対象の所得から差し引かれることとなっています。

### 事例

新制度発足後のサラリーマン



後は個別に保険料を納める必要があります。A氏の妻—昭和十二年十月生まれ、A氏により生計を維持されている)月生まれで、厚生年金保険の被扶養配偶者は、昭和六十一年四月の標準報酬月額三〇〇、〇〇〇円、A氏の妻—昭和十二年十月生まれ、A氏により生計を維持され

◎ A氏にかかる保険料額は、厚生年金保険料の本人負担分として一八、六〇〇円のみ(昭和六十一年四月分・国民年金の第二号被保険者としての保険料は不要)

つまり、A氏の昭和六十一年五月の給与支給明細書は次のとおりです。

午前九時半～午後四時四十分  
日は休みます。  
午後一時から四時まで  
(平日)  
土曜日は正午まで  
(第二土曜日は休みます。)

◎弁護士相談日：毎週木曜日午後一時から四時まで  
午後一時から四時まで  
(平日)  
土曜日は正午まで  
(第二土曜日は休みます。)

必要がありません。このため、現在任意加入している人のうちの保険料額(A氏—昭和九年十一月生まれで、厚生年金保険の被扶養配偶者は、昭和六十一年四月の標準報酬月額三〇〇、〇〇〇円、A氏の妻—昭和十二年十月生まれ、A氏により生計を維持され

月生まれで、厚生年金保険の被扶養配偶者は、昭和六十一年四月の標準報酬月額三〇〇、〇〇〇円、A氏の妻—昭和十二年十月生まれ、A氏により生計を維持され

月生まれで、厚生年金保険の被扶養配偶者は、昭和六十一年四月の標準報酬月額三〇〇、〇〇〇円、A氏の妻—昭和十二年十月生まれ、A氏により生計を維持され

月生まれで、厚生年金保険の被扶養配偶者は、昭和六十一年四月の標準報酬月額三〇〇、〇〇〇円、A氏の妻—昭和十二年十月生まれ、A氏により生計を維持され

### 保険料の納付方法

### 交通事故のご相談は

保険料は、市区町村役場から送られてくる納付書などによつて、市区町村役場またはその指定する場所(銀行や農協などの金融機関)で納めます。

昭和六十一年三月分までの保険料の納期は、一月、四月、七月、十月の末日で、それぞれの月の前三ヶ月分をまとめて納めますが、昭和六十一年四月からは、毎月の保険料を翌月の末日までに納めることになります。

ただし、この毎月納付は全国いつせいに実施するわけではなく、市区町村の実情に応じて昭和六十四年三月までの間に段階的に実施されることになっています。

なお、保険料の納め忘れを防ぐために銀行など金融機関の自動振替の取り扱いを利用することも納付方法の一つであるといえます。



無料で  
相談に応じています

お気軽にどうぞ

福島市栄町一〇一二  
住友生命福島ビル五階  
福島調査事務所内  
二二一一二九五(直通)  
一二三一三四七一  
電話のご相談もお受けします



## 分譲中！上野原団地

●建売住宅 3戸

●宅地分譲 19区画

県住宅供給公社では、上野原団地の分譲を行っております。

建売住宅ご希望の方には、低金利の住宅金融公庫の融資（年利5.25%、25年償還）、さらに特別加算額（200～300万円）がついて、購入が一層有利になりました。

又、宅地のみとりあえず取得し、その後ご自分で好みの住宅が建てられる宅地分譲も行っております。

◎お問い合わせ・受付

西郷村役場企画調整課  
(TEL 0248-25-1111)

## チェンソー使用者実務 向上教育実施について

伐木造材作業において、最近重大災害が多発する傾向がみられ、また、振動障害者数が全国で1万人を超えるなど、林業の安全衛生対策の遅れが指摘されております。

これらのことから、今回、県の助成により次のとおり安全教育を実施することになりました。

- 対象者 チェンソー作業従事者で特別教育修了者（チェンソー使用手帳所持者）
- 実施年月日 昭和61年10月24日
- 場所 白河職業訓練センター
- 科目 伐木等作業に関する知識他
- 時間 7時間
- 主催 林材業労災防止協会福島県支部 ☎0245(23)3307  
不明の点は主催者に電話等で照会して下さい。



## この社会、あなたの税 が生きている！

納税は忘れず納期内に

今月の納税

- 村県民税 3期分
- 国民健康保険税 4期分

## 募集 昭和61年度秋の 青年海外協力隊

協力隊では昭和61年度秋の隊員を下記の要項で募集します。

記

### ●資 格

満20歳以上、原則として35歳までの日本国籍を持つ青年男女

### ●願書締切

昭和61年11月30日消印有効

### ●派 遣 国

本人の希望は尊重しますが、受入先の職務・生活環境への適性および持っている技術と求められて

いる技術の幅・内容等を考慮し、適材適所の決定を優先します。

### ●派遣期間

2年間

### ●問合せ先

国際協力事業団

青年海外協力隊事務局

〒150 東京都渋谷区広尾4-2-24

☎ 東京03(400)7261

## 勤労者互助会を ご存知ですか

組織をもたない、主として中小企業や商店で働いているみなさんのために「西郷村勤労者互助会」があります。これは互助会の会員のかたが住宅の建築資金などでお金を必要とし県労働金庫から融資を受けるときに互助会が相談に応じるもので、また会員相互の福利・厚生の増進を図るための事業を行っています。

### ★加入できる方…

組織をもたない主として中小企業や商店の従業員や事業主。ただし臨時やパートタイムで働いている方は、加入できません。

### ★加入の方法…

入会を希望するかたは入会申込書に入会金1,000円と会費500円(年額)を添えて事務局の商工観光課 ☎25-1111(内341~2)にお申し込みください。入会申込書は同課にあります。

## 無料調停相談会が 開かれます

きたる10月24日(金)午前9時から午後3時まで白河市字天神所「白河市中央公民館」において、無料調停相談会を開催します。

土地、建物、金銭の貸借、交通事故などのによる損害賠償など民事上の問題や、離婚、離縁、親子関係、扶養、相続、遺産分割などの家庭内の問題でお困りの方はございませんか。

こういう日常生活のいろいろな争いごとを円満に解決するために裁判所の調停という制度があります。

当日は調停委員がこれらの問題解決にはどうしたらよいか、ご相談に応じますから、どうぞご遠慮なくお出で下さい。

福島地方・家庭裁判所白河支部内  
白河調停協会

白河市字郭内146番地